廃棄物 \mathcal{O} 処理及 U 清掃 に 関す Ź 法律施 行 細 則 \mathcal{O} 部を改正する規則をここに

公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川

康

佐賀県規則第一号

廃 棄物 \mathcal{O} 処理及 び 清 掃 に 関 す る法律施 行 細 則 \mathcal{O} 部 を改正す 規

則

廃棄物 \mathcal{O} 処理 及 び 清掃 に 関す る法律施 行 細 則 (平成 十七 年佐賀県規 則第七

九号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請

第 四条 のニ 省令第四 |条 \mathcal{O} 兀 の 二 の 申請 書は、 般廃棄物 処理施設定期検査

請書(様式第三号の二)によるものとする。

一般廃棄物処理施設の定期検査の結果の通知)

第四条の三 知事 は、 法第 八条の 二の二第 _ 項 \mathcal{O} 検査を行 0 たとき は 般

棄物 処理施設定期検査結果通知 書(様式第三号の三)を交付 するも \mathcal{O} とす

第八条の次に次の四条を加える。

一般廃棄物熱回収施設設置者の認定の申請)

第 八条の二 省令第五条 \mathcal{O} 五 \mathcal{O} 五. 第 --- 項 \mathcal{O} 申 -請書は、 般廃棄物 熱 口 収 施 設

置者認定申 請 書 (様式 第七号の二) に ょ るものとする。

(一般廃棄物熱回収施設設置者の認定証

第 八条 の Ξ 知 事 は、 法 第 九 条の $\frac{-}{\mathcal{O}}$ 几 第 項 \mathcal{O} 認定をし たときは 般 廃

物熱 口 収施設設 置者認定 証 (様式第七号の三) を交付するものとす

一般廃棄物熱回収施設の休廃止等の届出

第 八条の 四 省令第五 条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} + 第 項 \mathcal{O} 届出書は、 般廃 棄物 熱 口 収施 設休

廃止等届出書 (様式第七号の 四 による ŧ のとする。

(一般廃棄物熱回収施設の報告)

第八条の五 省令第第五条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} + _ 第 _ 項の 報告書は、 一般廃棄物熱回 収

告書(様式第七号の五)によるものとする。

に改め め、 条第二項中 第十六条第一項中 同条第三項中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の十七第五項」 る。 「第十二条 「第十五条の二の \mathcal{O} 七 \mathcal{O} 七第四項」 四」を「第十五条の二の五」 を 「第十二条の七 \mathcal{O} 十七第四 に 項」 改 8 改 同

第三十一条第三号中 「第二十条」 を 「第二十二条」 に改 8

項を削 11 」を 第三十二条第 る。 \neg \mathcal{O} 提出部数は、 項中 「は、 別に定める場合を除き二部とする」 管轄 \mathcal{O} 保健福 祉 事務所長を経由 に改め、 しなけ れ ばな 同条第二 5 な

様式第一号中

省根の必要が	幹		辛
省令第3条5 規定による第 の提出の有無	可		킈
第条の対策を対して、	9		9
57項	\(\)		K(
可能の	件		车
在			
•			
津			
V	2		を

改める。

式 の第 様式第二号の 兀 面 \mathcal{O} 備考に次 第三面中 \mathcal{O} ように 一法 徭 加 ~ える。 籴 徭 Ω 屈 舥 4 **⊅**□ \subseteq に規定 \mathcal{O} を 削 り、 同 様

以後 の欄に記載する役員 とは、 業務 を執行する社 取締役、

 \sim

を含む。 役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有す 又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者 る者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役

様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第3号の2 (第4条の2関係)

鮴 缸砂 袋	許可の年月日及び許可番号	一般廃棄物処理施設の種類	一般廃棄物処理施設の設置場所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。			佐賀県知事様	東翅 帝一
	年 月			法律第8条の2の 申請します。	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	申請者 住 所		般廃棄物処理施設定期検査申請書
	Ш			2第1項	**************************************			查申請
	第			[の規定	各称及び			呻
				77 78 8	代表者			单
	号			一般廃棄	の氏名)			月
				物処				ш

様式第3号の3 (第4条の3関係)

				※事務処理欄
	ш	月	串	次回の検査期限
				定期検査の結果
扫	日第	月	年	許可の年月日及び許可番号
				一般廃棄物処理施設の種類
				一般廃棄物処理施設の設置場所
5定期検査の結	1項の規定による	? の 2 第	法律第8条の2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定による定期検査の結果を次のとおり通知する。
田	佐賀県知事	7		
			表者の氏名)	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
Д	果通知書 年	検査結り	般廃棄物処理施設定期検査結果通知書	一般廃棄!

式の第三面 様式第四号の第二面中 の備考に次のように加える。 「法第7条第5項第4号リに規定す ₩ 9 を削り、 同様

 \neg 役又はこれらに準ずる者をいい、 R 又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者 る者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役 含む。 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、 相談役、 顧問その他いかなる名称を有す 取締役、 執行

 ω 第11項] 様式第五号から様式第七号までの規定中「涆 に改め、 同様式の次に次の四様式を加える。 9条の3 第 10 項」 を「鶏 9

(表面)

					-	
						※事務処理欄
ďп	徭	Ш	月	年	日及び許可番号	許可の年月日及じ
					熱回収率	
					熱回収の方法	関する計画
					熟回収施設におい て処分する一般廃 棄物の種類	勢回収の内容に
					△設備の維持管理 に関する計画	
					△設備の位置、構造 等の設置に関する 計画	然回及に必然は設備に関する事項
					設備の種類及びそ の設備の能力	華司市 アマ 囲み
						※ 認定番号
	Ш	月	平			※ 認定の年月日
					!の場所	熱回収施設の設置の場所
だも適合してします。	のいずれ!えて申請!	「項各号]面を添	カ4第1	第9条の2c で、関係書類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項各号のいずれにも適合していることについての認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	廃棄物の処理及いることについて
の氏名)	名称及び代表者の氏名)		٥ ٦	(法人にあっ電話番号		
1	; ;		<u>.</u>	天 名 :		
				住所		
				申請者	#	
					燕	佐賀県知事
月日	中	申請書	者認定	可収施設設置	一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書	
				Ž E		

推入

1 ※欄は記入しないこと。

 \mathcal{O}

- 設備の種類については、 ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入するこ $_{\circ}^{\circ}$
- ω を記載すること。 ロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力) 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キ
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載して別紙を添付し、次の図面等を含むこと。
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合におけ る当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位
- (2)いての維持管理に関する計画及び熱回収により得られる熱量及びその熱を電気 に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健 全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画の記載 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器につ
- Ω を記入すること。 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別
- 9 第1項第4号への算式により算定した熱回収率を記載するこ 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の °

※手数料欄

告書を 休廃上 回収に	する報	熟回収に関する報告書を 当該熱回収施設を休廃止 りしたとき、又は熱回収に 遅滞なく届け出ること。	までに、前年度の熱回収に関する報告書を なくなったとき、当該熱回収施設を休廃止 た当該施設を再開したとき、又は熱回収に 更をしたときは、遅滞なく届け出ること。	前年度の たとき、 設を再開 ときは、	でに、f くなっ; 当該施請 やした	N4 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 毎年6月30F 提出すること。 2 熱回収を行わ し、又は休止し 必要な設備の3		留意事項
			%						熟回収率
								が要な設備	熟回収に必要な設備
								方 法	熱回収の方法
								その設置場所	熱回収施設の設
									認定番号
			Ш	月	年	4		物年月日	認定の有効年
			Ш	月	年	4		Ш	認定の年月
合をし、証で、マン・ローンである。	い もこ 適と 日 ると	がなった。	でありて設置者	4第1項各 可収施設の調 位賀県知事	1 4 知	第9条の2の 5廃棄物の熱[関する法律受けた一悪	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項各号のいずれにも適ることについての認定を受けた一般廃棄物の熱回収施設の設置者であること。 佐賀県知事	を発生している。
						の氏名)	とび代表者	E 所 長 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
ш	月	平		認定証	本	般廃棄物熱回収施設設置者認定証	般廃棄物熱	I	

ー般廃棄物熱回収施設休見 佐賀県知事 様	一般廃棄物 (施設の休廃止等 (海により、関係 年月日	- 般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書 年 月 日 様	会 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	一
熱回収施設の設置場所					
月及日	番号	月	第	号	
ヘな					
C C	月		ш		
廃止、休止又は再開をしたとき	理由	(廃止・休止・再開の別)			
((年月日	年 月	Ш		
	△変更の内容				
熱回収に必要な設備 を変更したとき	理由				
	年月日				
※ 事務処理欄					
傭札 1 ※欄は記入しないこと。 2 <日の櫑の記載については	シントン・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	メナ田圧な辞集 単図の図のおく	\ \tau	一一端。	h
0	を記載するこ	ことができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載	紙のと	おり」と言	
つ、別戦を終行すること。3 終軍のを必要分にしいたに		ことようのななない 関本なるのの後世校27と中央のようといる	オスキスチ	アキィの	آ
\sim			((

様式第7号の5(第8条の5関係)

熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 第 1 項第 4 号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること
%	年4月1日から 年3月31日 までの年間の熱回収率
年月日 第号	認定の年月日及び認定番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、一般廃棄の熱回収に関する報告書を提出します。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施? 物の熱回収に関する報告書を提出します。
電話番号	
#	
氏 名	
住 所	
請者	—
	佐賀県知事様
般廃棄物熱回収報告書年の年月日	一般廃

式の第三面 様式 様式第九号の 第 十号 の備考に次 \mathcal{O} 第二面 表面 中 - 「第9 中 \mathcal{O} ように 「法第 条の 加 \sim ω える。 籴 徭 舥 7項」を「第9 Ω 屈 徭 4 号リに規定 条の ω of 徭 $_{\mathcal{N}}$ ∞ 」 を に 削 改 り、 8 同 様

 ω ス に は 14 B 奔 ス は 吵 贫 1 S (1 れらに準ずる者 H れらに準ずる者をいい、 \mathcal{N} の欄に記載す ζ を問わず と同等以上の支配力を有するものと認められる者 法人に対し業務を執行する \mathcal{O} 役員 とは、 相談役、 業務 顧問その他いかなる名称を有す を執行す 社員、 S 往 取締役、 取締役、 執行役 執行

を削り、 様式第十一号 同様式 \mathcal{O} の第二面 第四 面 及 \mathcal{O} 備考に び第三面 次 中 \mathcal{O} よう 一洪 に 徭 加える。 \neg 籴 舥 Ω 屈 舥 4 卓 \subseteq (1) 戡 压 $_{\mathcal{N}}$

4 役又は M B 14 . H 桝 亭 9 Cot S 及び⑫の欄に記載する 1 H 7 1 るかを問わず、 れらに準ず 57 57 ず業が \mathcal{W} る者をいい、 辨 $rac{1}{2}$ 法人に対し業務を執行する社員、 同等以上の支配力を 役員 とは、 相談役、 雑業務 顧問その他いかな を執行す 有する \mathcal{O} Š \mathbb{C}^{+} 社員、 0 と認め 取締役、 取締役 \mathcal{O} 名称を Q_{λ} 執行役 7 有する \mathcal{N} 執行

る。 様式第十二号 \mathcal{O} 表面 中 三網 9 籴 9 \sim 徭 \vdash 国 を 部第 9 条の ~1 舥 2 型 に 改 8

様 式第 + -四号中 雪 回の」 を N 関 旦の に、 押 픠 無 中 を 四點 픠 緗 卓 に、

分艶の」を 分艶 の に改める。

号又は 9 棄物の種類」の 様式第十五号中 7][[徭 4 财 \neg 市 1 (° Jg. 次に「(当該産業廃棄物に石 に を加え、 改め 闸網 る。 15 条の 同様式 2 9 の備考の3の 4」を 闸網 财 15 作 (3) 産業廃棄物が 条の 中 「又は第 \sim 0 Ω _ [4] に改め、 \Box H 7 を \mathcal{O} 「産業廃 合は、 徭

様式第十六号中 徭 15 籴 9 \aleph 9 4 を 徭 15 条 9 \aleph 9 Ω __ に、 般廃棄物

9 の種類」 7][[R 财 の次に ts.)] を加え、 「(当該: 同様式 -般廃棄物に石綿含有 \mathcal{O} 備考中 $\overline{}$ 保健福祉事務所に」 一般廃棄物が含まれる場合は、 を 削 る。 N

改め、 る。 様式第十七号中 同 様式 \mathcal{O} 備考 三網 \mathcal{O} 12 2 中 条の 高網 ~ 15 9 条の \neg 徭 Ω \aleph 型 0 4 を 闸網 を 12 徭 条の7の 15 条の 2 17 9 舥 Ω __ Ω に 改 に 8

項第2 計算書、 様式第十 亨 個別注記表並びに」 \angle から 九 号 \mathcal{O} 裏面 H S 中 に、 部無 に改 「損益計算書、」 ~ 籴 徭 がある。 Ω 点 舥 Ω を 卓 \angle 「損益計算書、 Z σ, W H J を 株主資本等変動 舥 14 徭 Ω

财 # % 様式第二十四号中 Ś 場合は、 か 回 の が 「種類」 R 含む。)」 の次に を加える。 「(当該産業廃棄物に石綿含 有産業廃棄物が

種類」 様式第二十五号中 の次に 「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含ま 「許可の」 を「認可の」に、 「許可番-卓 を 「認可番 れる場合は、 市 に、 N

9 $\mathbb{Z}[\mathbb{Z}$ 4 吵 を加え、 「分割の」 を 「合併 分割 9 に 改め

変動計算書、 様式第二十六号の 個別注記表並びに」 , 備考 \mathcal{O} (7)中 「損益計算書、」 に改める。 を 「損益計算書、 株主資本等

附則

 \mathcal{O} 規則は、 平成二十三年四月 日 カン ら施行する。